

会 議 録

会 議 名	第 7 回橋本市長期総合計画審議会	
日 時	平成 29 年 11 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分～	
場 所	橋本市教育文化会館 4 階 第 5 展示室	
出 席 者	委 員	濱田 學昭 野口 隆 堀内 秀雄 松尾 忠子 山本 みや 葛原 芳秀 堀内 恵美 阿部 和也 荻田 一郎 森川 嘉久 芋生 孝治 澤村 嘉津美 乾 幸八 西山 嘉造 小弓場 小夜 後藤 宏基 藤原 良章
		【出席委員：17 名】
	事務局	上田総合政策部長 阪口政策企画室長 中村主査
公開状況	公 開	
傍 聴 者	0 名	
次 第	1. 開会 2. 議事 (1) 「第Ⅰ章 総合計画の策定にあたって」について (2) 「第Ⅱ章 基本構想」について (3) 「第Ⅲ章 基本計画」について (4) 市民説明会について (5) 今後のスケジュールについて (6) その他	
資 料	資料① 第Ⅰ章 総合計画の策定にあたって 資料② 第Ⅱ章 基本構想（案）の検討 資料③ 第Ⅲ章 基本計画（案）の検討 資料④ 第 6 回長期総合計画審議会における主な意見等 資料⑤ 第 2 次長期総合計画（素案）に関する市民説明会資料	

1. 開会

- ・事務局より開会の挨拶。
- ・本日、岡本委員、岸田委員、寺本委員、宮崎委員、渋田委員、藤森委員、矢野委員が欠席となります。
- ・事務局より資料の確認を行う。
- ・事務局より長期総合計画審議会の開催にあたり、本日は委員数 24 名のうち 17 名が出席で、過半数の出席により本会議が成立していることを報告した。

(事務局) 会長より議事進行をお願いします

(会 長) 本審議会も残すところ、後 2 回で審議を終える状況となっておりますので、活発なご意見をいただきますようお願いいたします。

(会 長) 今回の議事については非公開とする案件を含まないために公開とさせていただきますのでよろしいですか。

＜「異議なし」の声あり＞

(会 長) 異議なしということですので、公開とさせていただきます。本日の傍聴人につきまして事務局から報告願います。

(事務局) 本日の傍聴者はございません。

(会 長) 会議録の署名委員に葛原委員と藤原委員を指名する。

2. 議事

(事務局) 審議会においては終盤に入ってきましたので、先に今後のスケジュールから説明し、基本構想の変更内容について説明させていただきます。

(1) 事務局が資料に基づき説明。

【資料①】第 I 章 総合計画の策定にあたって

(会 長) 資料①について、ご意見ございませんでしょうか。

(委 員) p.26「豊かな緑に包まれた良質な暮らし」について、具体的に書かれているところはございますか。

(事務局) 資料②基本構想(案)の検討 p.33～35「将来の都市構造について」

それぞれゾーンとして整理しており、p.35の図ではゾーン別に「森林保全ゾーン」「自然共生ゾーン」として着色し、全体的な考え方を示しています。また、資料③では、個別施策として p.86「自然環境」では豊かな自然について具体的に示し、p.56では農林業について豊かな農村環境等の保全や整備についても示しています。

(委員) 小規模の山林は、補助金なども使えず荒れた状態です。また、所有する山林等の境界もわからないなどと言ったことがあります。これらについてどのようにお考えですか。

(事務局) 担い手の確保、育成について施策として挙げております。また、耕作放棄地の発生防止や利活用についても p.56 に示しております。

(会長) 林業経営を活発にすることは大切だが、100%解決できない。公共的に手を入れることや、国民全体の資産として「ナショナルトラスト運動」のようなことで整備していくことも考えていかないとけない。

(委員) 財政的にきびしいのはわかるが、放置することで山林等が使えなくなり、将来的に負担を残すことになる。多くは国や県の政策に関係しますが、困っているニーズがあるので、補強することも可能ではないか。

(委員) p.24 国や県の政策や取り組みについて、出典を明記して下さい。

(事務局) 山林等経営問題や担い手問題については、担当部局と再度、文言等の検討を行います。また、p.24 の出典については明記します。

(会長) 第Ⅰ章について他に意見はございませんでしょうか。概ねこれで第Ⅰ章については決定したいと思います。それでは、事務局より第Ⅱ章について説明願います。

(2) (事務局) 事務局が資料に基づき説明。

【資料②】第Ⅱ章 基本構想(案)の検討

(会長) 資料②について、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) p.27 基本理念について、充実した教育・学習機会とは、具体的にはどう言う内容か。P.34 農業増進ゾーンでは、高付加価値化、都市近郊型農業を目指しているのか。

(事務局) 充実した教育・学習機会については、今ある生涯学習など十分、

備わっている部分もあります。

また、教育の部分は学校だけではなく地域、家庭等が一体となって子育てを行う「教育コミュニティ」を更に充実していく思いがありますので、理念のひとつに掲げさせていただいております。

p.34 の農業の高付加価値化、都市近郊型農業におきましては、橋本ブランドを構築していくことに取り組んでいます。代表的なものとして「はたごんぼ」や「白ごま」の栽培などに力を入れております。都市近郊型農業においては、流通ルートの部分で言えば、都市部と近接していることから、本市の成り立ちからしても強みとなる部分でもあるので、これらを推進して行きたいと思っております。

(委員) p.34 地域拠点について、「居住・商業等の生活機能の集積を図ります」とあるが、居住と商業を分けて書いたらどうか。

あやの台の北部用地は橋本東インターを中心とした物流の拠点となることで製造業を呼び込むと言うのは分かるが、駅は人が集まるので、商業と住居を集積させようとするのは、安易な考えではないか。例えば、平成30年代の中頃に第2紀見トンネルが開通することから、10年後に新たな商業地の中心となる場所を示唆するようなことを少しでも書けないか。それと橋本市は、和歌山県の北の端に位置し、大阪から見ると大阪の南の端に位置しています。大阪に出て行くには、すべての峠を越えないと大阪には行けません。この前の台風で通行止めとなるなど、災害時に弱い交通インフラなど地域包括的に考え、本市の方向性を示していただけたらと思います。

(事務局) 交通アクセスが良くなり、生活の利便性が向上してきていますが、商業地としてのポテンシャルや周辺の人口規模などを踏まえ、地域拠点としています。本来、攻めるまちづくりをするうえで、示していければ良いのですが、ご理解いただきたいと思っております。

また、本市の広域的な位置づけとしては、周辺市町も入れ示していければと思っております。

(委員) 都市拠点については、行政サービスは都市機能として書かれています。地域拠点は、商業のファクターで書かれています。生活機能としては、購買あるいは消費の拠点であることから、居住・購買の生活拠点の集積を図ると書くことで、両者の整合がとれるのではないか。

p.27 基本理念の説明文の中で「自然の恵みを享受し、歴史ある文化と産業～」とあるが、2つの街道が交わる地点ということを通じ

て歴史や文化ができてきたと思いますので、伊勢街道、高野街道について文章に入れられないか。

(委員) 地域拠点については、橋本東インターを示していますが、高野ロインターについても住居も増えてきていますので、入れるべきではないか。

(事務局) 基本理念の説明に歴史的な街道について伊勢街道、高野街道を追記したいと思います。また、地域拠点の説明文と高野ロインターについては検討いたします。

(委員) 都市構造図については、周辺の都市も示して書いてみてはどうか。

(会長) ご指摘あった都市構造図については、広域を示す図で他市と繋がっていく軸については説明しないと解りにくいところがある。

(事務局) 本市が発展していく中で、隣接する都市との繋がりについて影響はあるので、図や文章について再度検討いたします。

(委員) 交流レクリエーション拠点に紀の川の河川沿いなども入れてみてはどうか。

(事務局) 交流レクリエーション拠点の位置づけですが、紀の川の河川沿いのイベント開催や河川敷公園などありますが、前回の審議会でもお話しさせていただきましたが、今後10年間で維持や力を入れていこうとしているところで、3カ所を挙げさせていただきました。

(委員) 紀の川の河川敷などは、台風などで被害がでることから、現在示している活用を図る以外に新たな拠点となる所も探すことなどワクワクする内容を入れられないか。

(事務局) 紀の川の部分については、個別計画で示しています。

(会長) ここの表現は、将来の可能性を残した形で書いたらとの指摘もありましたが、都市に大切なことは、投資を呼び込むことも大切であるため、それらを踏まえて検討していただけたらと思います。

(委員) 会長と同じ意見ですが、拠点など固有名詞でエリアを固定しているが、今後の可能性も探っていけるような書きぶりにすると、広域性や将来性など今よりは、軽減されると思います。

(委員) 資料の確認ですが、資料④の回答について疑問に思うところがあるので、この資料について確認、検討する場を設けていただけるのか

お聞きしたい。

(事務局) 第6回の審議会では、第5回審議会が出た意見についての対応方針を提出させていただきましたが、ひとつひとつの説明はさせていただきますませんでした。資料の説明をするうえで対応方針を踏まえて説明をさせていただいたと思っております。委員のご指摘のありました件については、具体的な指摘等をいただけたらと思っております。

(委員) 例えば、高校生のIT教育による起業に関する質問に対して、IT教育については、すでに行っていますとの回答はいかなものかと思われま。このような回答もあるので、きちんと読むべきである。

(事務局) IT教育については、プログラミングまでできるような人材を育てていく、つまり県内で起業して働けるような人材育成と言うようなことでした。回答としては不足している点がありましたので、担当課とも再度、協議をしていきたいと思います。

(委員) 第5回資料の意見内容で5つ目の回答として、今年度より地域担当職員制度に取り組んでいますと回答していますが、9つの地域に連絡をしているのか。

(事務局) 本計画にもございますが、まちづくりにおいては市民と協働で進めて行くことを掲げています。具体的な取り組みのひとつとして、地域担当職員制度を設けています。これについては、今年の7月から市の管理職約40名が、9つの地域に分かれ担当することを任命しました。任命された職員は9つの区長会に出席させていただき、地域の課題や行政の情報をお伝えさせていただくことで市民と行政が協働で取り組んでいけるような制度となっております。周知につきましては、各区長にお話しさせていただき、区長会で報告させていただいております。

(委員) 本計画の中で、京奈和道の開通について触れていないと思いますが、どのような考えなのか。

(事務局) 京奈和道については、都市構造図の中で交通軸として明記し、本市への定住・交流・企業誘致を図っていくうえでも重要な道路として位置づけています。具体的な取り組みについては、個別計画に示させていただいております。

(委員) 利用価値がある道路だと思うので、どのように考えているのか。

(事務局) 利用価値のひとつとしては、企業誘致になるのかなと思っております。この京奈和道の無料区間、途中有料区間もございますが、流通業において、大きなメリットがあると考えています。本市に投資を呼び込むことを会長も話しておりましたが、あやの台北部用地に企業誘致を行い、投資を呼び込んで行きたいと思っております。それから、観光であるとか、便利な田舎であるとか京奈和道においては多様な効果があると考えています。今後、人口において右肩下がりとなることから、少子高齢化、税収減少の時代に合わせた計画づくりをしていく必要があると思っております。

(会 長) 第Ⅱ章では、他にも将来像について記載しています。前回でも熱心に議論していただきましたが、その内容を資料④に記載しています。修正後の「人輝き あたたかさ湧きでる みんなで創造する元気なまち 橋本」について意見等ございますか。

(会 長) 将来像、その他意見はないようですので、第Ⅱ章について出された意見について手を加え、次回で終えていくようにしたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

(委 員) 了承しました。

(会 長) 事務局より第Ⅲ章について説明願います。

(3) (事務局) 事務局が資料に基づき説明。

【資料③】 第Ⅲ章 基本計画（案）の検討

(会 長) 基本構想が10年後を目標としていますが、説明のあった基本計画は前期、後期の各5年後で定めています。内容について、しっかりと見ていただきたいと思います。各個別計画の中で、10年後のめざす姿の内容が、いつまでに実現できて、目指しますとなるような内容が望ましい。それと目標値の設定や現状を踏まえた内容について議論いただけたらと思っております。

(委 員) 目標値の設定が、あまい。全体的に見直す必要があるのではないかと。計画の中で良いことを書いても目標値がこれでは情けない数値である。100%の目標値はありえない。例えば、P.119 安全、安心の100%について、リアリティがない。

(事務局) 目標値の設定は、各担当課には一定の指導を行ったが、初めて定

める数値です。

また、設定値には現実的に可能な数値であるのかという指摘については、議会からもございましたので、見直した上で現在のような数値になっております。ただし、ご指摘のような、現実的な目標値を持つことも必要だと思っておりますので、再度担当課とチェックしたいと思います。

(会 長) 各課で再度、目標値の検討を行うにあたり、第Ⅱ章の内容を踏まえて検討してもらうこと。

(委 員) p.42 施策項目 11 の消費生活については、防犯よりの内容になっている。防犯対策ではないのか。それと消費生活とのタイトルなので、買い物難民となる高齢者について書かれていないような事が気になります。

(事務局) 消費生活ですが、消費者難民にならない対策として一般的に使われており、担当課の意向としても一般的に浸透しているとの見解です。買い物難民に関する件は、p. 103 高齢福祉④に記載させていただいております。

(委 員) 消費生活の言葉の中には、対策や被害を含めていることは、一般的に思えません。ここでのタイトルは、消費者保護としてはどうか。

(事務局) 消費生活のタイトルについては、検討させていただきます。

(会 長) 基本計画については、今日では十分に議論できませんので、関心のあるところからでも結構ですので意見を出していただき、次回の審議会でも検討していきたいと思っております。それと、計画の中では先行的な取組みとして 3 つ挙げていますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 先行的に取り組むプロジェクトについて説明。

【資料③】 第Ⅲ章 基本計画（案）の検討 p. 44～p. 46

(会 長) p. 46 の「ともに育てる」について、共育コミュニティの設置はされているのか。

(事務局) 設置しています。

(委 員) 先行プロジェクトにも目標値を入れられないか。また、考え方としては、先行に進めることで他に波及していく考えは、良いことだ

と思いますが、先行として掲げる以上、達成できたかどうか問われるので気をつけてやられたほうがよいと思います。

(会 長) 先行として掲げる以上、波及効果が出てこないと意味がない。ここでは、単にプロジェクトの説明をするのではなく、目標を持って書くことも重要です。

(事務局) 目標値ですが、個別計画で掲げている目標値を達成することが、先行プログラムの進捗や評価につながるものと考えています。3つの先行プロジェクトですが、行政だけではなく、市民、事業者など協働で取り組まないと実現していきませんので、各個別計画に目標値として示させていただいておることをご理解いただきたい。

(委 員) 説明のあった内容を最初に文章で入れておいて下さい。

(委 員) p.93 耐震化や空家について書かれていない。10年後のめざす姿の文章に住宅の耐震化は、ほぼ完了し、危険な空家等については撤去され安全な環境が保たれています。などの文章が書かれていないと目標値と繋がってこない。

それから、白紙の頁など調整していただけたらと思います。

(事務局) 構成の編集等は検討します。それから目標値に掲げたことが、必ずしも10年後の目指す姿に盛り込まれているといったことではなくそれらを含めた内容としていますのでご理解いただけたらと思っております。

(会 長) 市民説明会について事務局より説明をお願いします。

(4) (事務局) 事務局が資料に基づき説明。

【資料⑤】市民説明会

(事務局) 市民説明会における審議会の位置づけは、審議会を代表して策定に至った視点など会長から報告していただけたらと思っております。

(委 員) 質疑応答が10分だけなので、30分としてはどうか。

(事務局) 質疑応答の時間なども含め、プログラムを再度検討します。

- (会 長) 今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。
- (事務局) 12月1日からパブリックコメントの実施、続いて市民説明会を行います。また、基本構想については、市議会に提出して議決をいただくようになっています。本来ならば今回で終盤となっておりますが、沢山の意見が出ましたので、本日の一定の承認していただいた所以外について次回11月28日をもって審議し承認を頂きたいと思っております。その後は市長への答申が1月12日となっております。審議委員の皆様には年始め早々、大変お忙しいとは思いますが、このようなスケジュールで進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
- (会 長) それでは事務局にご説明いただきましたようなスケジュールで今後、進めてまいりたいと思っております。そのほか、ご意見等がないようでしたら、これで本日の審議会を終わりたいと思っております。本日は、長時間のご審議、ありがとうございました。
- (事務局) 本日は、貴重なご意見ありがとうございました。皆様方には後しばらくお付き合いいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。次回の開催は、11月28日(火)午後13時30分からとなります。

【会議録署名欄】

会長 濱田 孝昭

【會議錄署名欄】

第7回

委員 葛原芳秀

【会議録署名欄】

委員

藤原良章